

○文部科学省令第一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

文部科学大臣 盛山 正仁

高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令

高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(試験科目、方法及び程度) 第四条「略」 2 高等学校卒業程度認定試験は、各試験科目について、筆記の方法により、高等学校において別表の第二欄に定める科目を履修した程度において行う。 (試験の免除) 第五条 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の高等部を含む。附則第一条において同じ。）において、各試験科目に相当する別表の第二欄に定める科目を修得した者に対しては、その願出により、当該試験科目についての試験を免除する。 2 6 「略」 附 則 （施行期日） 第一条「略」 2 第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、平成十五年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定（同令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に適用する。 第五条 高等学校（中等教育学校の後期課程並びに学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校	(試験科目、方法及び程度) 第四条「同上」 2 高等学校卒業程度認定試験は、各試験科目について、筆記の方法により、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項を除き、以下同じ。）において別表の第二欄に定める科目を履修した程度において行う。 (試験の免除) 第五条 高等学校（特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の高等部を含む。別表において同じ。）において、各試験科目に相当する別表の第二欄に定める科目を修得した者に対しては、その願出により、当該試験科目についての試験を免除する。 2 6 「同上」 附 則 （施行期日） 第一条「同上」 2 第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、平成十五年四月一日以後に高等学校（特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の高等部を含む。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定（同令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に適用する。 第五条 高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学

教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。以下この項において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する科目を修得した者（平成十五年四月一日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

英語、英語 A、英語 B、英語 I、英語 II、英語 II A、英語 II B、英語 II C、オーラル・コミュニケーション A、オーラル・コミュニケーション B、オーラル・コミュニケーション C、リーディング、ライティング、ドイツ語、フランス語又は中国語	英語
情報技術 I、情報処理 I、家庭情報処理、農業情報処理、情報技術基礎、情報処理、水産情報処理又は看護情報処理	情報

24 第七條 旧検定において次の表の上欄に掲げる科目について合格点を得た者（当該旧検定に合格した者を除く。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

英語、ドイツ語、フランス語又は中国語	英語
情報関係基礎	情報

別表（第四条及び第五条関係）

第一欄	試験科目の属する教科	試験科目	第二欄	高等学校の科目
外国語	英語	英語	英語	英語

校、聾学校及び養護学校を含む。以下この項において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する科目を修得した者（平成十五年四月一日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

英語、英語 A、英語 B、英語 I、英語 II、英語 II A、英語 II B、英語 II C、オーラル・コミュニケーション A、オーラル・コミュニケーション B、オーラル・コミュニケーション C、リーディング、ライティング、ドイツ語、フランス語又は中国語	英語
--	----

24 第七條 旧検定において次の表の上欄に掲げる科目について合格点を得た者（当該旧検定に合格した者を除く。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

英語、ドイツ語、フランス語又は中国語	英語
--------------------	----

別表（第四条及び第五条関係）

第一欄	試験科目の属する教科	試験科目	第二欄	高等学校の科目
外国語	英語	英語	英語	英語

備考	表中の「」の記載は注記である。	情報	
		情報	
	情報 I	ケ ー シ ョ ン I 又 は 学 校 設 定 科 目 と し て 設 定 け ら れ た 英 語 以 外 の 外 国 語	

		ケ ー シ ョ ン I 又 は 学 校 設 定 科 目 と し て 設 定 け ら れ た 英 語 以 外 の 外 国 語	

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の高等学校卒業程度認定試験規則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年四月一日以後に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。附則第三条において同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十一条（同令第百十三條第一項及び第百三十五條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を履修した者に適用する。

（経過措置）

第二条 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校を含む。）の高等部を含む。以下この条において同じ。）において次の表の上欄に掲げる科目を修得した者（平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得

した者に限る。）に対しては、その願出により、同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上 欄	下 欄
情報 A、情報 B 又は情報 C	情報

第三条 高等学校において次の表の上欄に掲げる科目を修得した者（平成二十五年四月一日から令和四年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成二十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上 欄	下 欄
社会と情報又は情報の科学	情報